

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書（総括表）

（総括表に個人別明細書1枚を添えて提出してください。）

（あて先）本部町長 令和 年 月 日提出

指 定 番 号

第十七号様式

（本部町提出用）

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者総人員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		本部町への報告人員	特別徴収対象者
フリガナ			普通徴収対象者（退職者）
同上の所在地	〒		普通徴収対象者（退職者を除く）
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計	人
連絡者の氏名、所属課、係及び電話番号	課 係 氏名（電話）	所轄税務署名	税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名（電話）	給与の支払方法及びその期日	
		納入書の送付	必要・不要

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により報告書を提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの（以下「退職者」という。） 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「指定番号」欄には、本部町が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、本部町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、本部町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、本部町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

普通徴収申請書

本部町長 宛

指定番号

給与支払者の氏名又は名称

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	申請理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
a	常時2名以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払が不定期な場合を含む）	人
c	退職者又は休職者（5月31日までに予定している者も含む）	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者（乙欄適用者）	人
f	事業専従者（青色申告者の専従者は除く）	人
普通徴収対象者 合計人数		人

～重要～

○この申請書は、普通徴収対象者（退職者、退職者を除く）の個人別明細書の上につけて提出してください。

○普通徴収対象者の個人別明細書摘要欄には、必ず略号(a～f)のいずれかを記入してください。

○当該略号の記入がない場合は、特別徴収となります。

※地方税電子申告(eLTAX)を利用してインターネットで提出ができます。

その際は書面での提出は不要です。

詳しくは、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

※給与支払報告書(個人別明細書)の提出部数は1部のみ提出です。